

# 残留検だより



第12号

発行日：2021年8月1日

発行：JA 全農 営農・技術センター 残留農薬検査室

〒254-0016 神奈川県平塚市東八幡 4-18-1

電話：0463-22-1902

メール：zz\_zk\_zanken@zennoh.or.jp



## 残留基準値改正のお知らせ

6月25日付で以下の農薬の残留基準値が改正されました。

### ●シフルメトフェン（殺ダニ剤、商品名：ダニサラバ）

適用拡大に伴う基準値設定と既存の基準値の見直し

新規設定：かんしょ、てんさい、ホップ、未成熟いんげん

上方修正：その他の野菜、その他のハーブ

部位が“果皮を含む”に変更：すいか、メロン類果実、みかん、もも

### ●チアジニル（殺菌剤、商品名：ブイゲット）

畜産物への基準値設定と既存の基準値の見直し

下方修正：米

### ●チエンカルバゾンメチル（除草剤、未登録（今後 2.9%チエンカルバゾンメチル・4.8%ホラムスルフロンフロアブルとして登録予定）

新規登録

新規設定：てんさい

これらの基準値のうち、従前より小さな値に変更（下方修正）された基準値、及びみかんやもものように分析部位が変更になった基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日（2022年6月25日）から適用されます。詳細は <https://www.mhlw.go.jp/content/000797677.pdf> でご確認ください。

## いちからわかる 残留農薬講座（その4）

### 農産物の輸出入と残留農薬基準について

現在国産農産物の輸出拡大が大きなテーマとなっています。農林水産省では、組織再編により本年7月から新たに「輸出・国際局」を設置し、輸出関連部署の統合を行いました。また、JA 全農では2017年に「輸出対策部」という専門の部署を設置し、輸出用農産物の産地育成に取り組んでいます。

農産物の輸出入を行う際、また輸出用の農産物を生産する際に気を付ける必要があるのが海外の残留農薬基準値です。国によって気候や作物の栽培方式、病害虫の発生程度が異なるため、使用される農薬の種類や使用方法も異なってきます。このため、残留農薬基準値も国によって異なっており、農産

物を輸出する際、輸出先の基準値を超過すると、流通・販売ができなくなります。

農林水産省 Web サイトの「[諸外国における残留農薬基準値に関する情報](#)」では、13の品目（米、りんご、茶など）に設定されている17の国・地域の残留農薬基準と国際基準である Codex 基準の一覧表が公開されています。

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou\\_kisei.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html)

これによると、りんごの残留基準値はクレソキシムメチル（商品名：ストロビー）の場合、日本では5 ppm ですが、アメリカでは0.5 ppm です。このため、クレソキシムメチルが1 ppm 残留しているりんごは、日本では流通しても問題ありませんが、これをアメリカに輸出すると、残留基準値を超過しているため、流通ができません。一方、キャプタン（商品名：オーソサイド）の残留基準値は日本では15 ppm ですが、アメリカでは25 ppm です。したがって、キャプタンが20 ppm 残留しているりんごは、アメリカでは問題ありませんが、日本では流通できません。

日本で使用されていない農薬には、国内における残留基準が設定されていないことが多く、この場合、ポジティブリスト制度により一律基準の0.01 ppm が適用されます。一方、日本で使用されていなくても海外で使用される農薬の場合、海外の基準値や作物残留試験結果を参考に残留基準が設定されることがあり、これをインポートトランスと呼んでいます。日本で使用されない農薬でも、輸入食品に残留する可能性がある場合は、海外の残留試験結果などをもとに残留基準値を設定することにより、輸入農産物の流通に影響しないように配慮されています。

以上のとおり、農産物輸出入の際は、海外の残留農薬基準に配慮の上、流通の停止などに注意する必要があります。

### 編集後記

平塚では梅雨が明け、急に暑い日が続くようになっています。暑さに慣れないうちは熱中症に気を付ける必要がありますので、読者の皆様も無理をしないように過ごしていただければと思います。